

# 群馬県産農畜産物等輸出促進緊急支援事業実施要領

制 定 平成25年4月1日 蚕園第1002-2号  
一部改正 平成29年4月1日 ブ推第1002-203号  
一部改正 平成30年4月1日 ブ推第1002-105号

## 第1 趣旨

本県産農畜産物等の販路拡大を図るため、群馬県農畜産物等輸出推進機構の構成団体（所属企業・団体含む。）が、新規の販路拡大を図るために必要な経費の一部を補助する。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業主体

群馬県農畜産物等輸出推進機構構成団体（所属企業、団体を含む）

### 2 補助対象、要件及び補助率

#### （1）補助対象

本県産農畜産物等の新規販路拡大に取り組む事業

#### （2）要 件

本県産農畜産物等の新規販路拡大を図るため、輸出特有の経費、新たに輸出を始める足掛かりとなる経費

ア. 知的財産権（商標権、意匠権、特許権等）の保護に要する経費

イ. PR資材作成経費

ウ. 食品見本市出展経費

エ. 国際見本市等参加の渡航費

オ. 多言語HP作成費

#### （3）補 助 率

2分の1以内

ただし、別表1の使用回数等の制限を設ける。

また、1事業主体につき、1年度あたり750千円を上限とする。

## 第3 事業の実施手続

### 1 実施計画書の作成

（1）事業を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、実施計画書（ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱）を作成する。

（2）実施計画書の作成にあたっては、ぐんまブランド推進課の指導を受けて作成するものとする。

### 2 事業実施計画の承認申請

上記1の実施計画書を作成した事業実施者は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に事業実施計画書、及び各事業に係る次の資料等を添付し、知事に提出する。

ア. 知的財産権（商標権、意匠権、特許権等）：仕様書等

イ. PR資材作成経費：仕様書、企画書等

ウ. 食品見本市出展経費：見本市概要、募集要項等

エ. 国際見本市等参加の渡航費：渡航日程表等

オ. 多言語HP作成費：仕様書、企画書等

### 3 事業実施計画の承認

知事は、上記2により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、その内容が適正であると認めた場合、その承認を行う。

審査において、過去に本事業を活用したことがない事業者、新規に輸出事業を開始する意思を有する事業者を優先するものとする。

なお、次の項目のいずれかに該当する場合は、原則として承認しないものとする。

- (1) 申請後における情勢の変化等により、事業の着手までに更に相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。
- (2) 過去に実施した補助事業が、計画に対して相当の効果発現が見られない、若しくは、当該事業で実施した事後において良好と認められないこと。

### 4 事業実施計画の重要な変更

知事の承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、上記1から3に準じて行うものとする。なお、重要な変更とは、次の(1)及び(2)に該当する場合とする。

- (1) 事業種目の追加・取り止め
- (2) 事業費の30%を超える変更

### 5 事業の実施

- (1) 事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。
- (2) (1)の事業の着手に当たっては、入札又は見積合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。
- (3) 事業主体は、事業に着手した場合には、様式第3号に基づき交付要綱第8の遂行状況報告を行うものとする。
- (4) 事業主体は、県の指導及び助言のもとに、事業実施計画に基づいて事業を実施する。なお、事業は単年度内に完了するものとする。

## 第4 事業の指導推進体制

知事は指導推進体制を整備し、事業実施計画等の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

## 第5 助成

- 1 知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関してはぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱によるものとする。
- 2 補助金の額は、補助事業に要した経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額とする。

## 第6 その他

- 1 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該金額は切り捨てるものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、知事が別に定める。
- 3 次の様式は、別紙のとおりとする。
  - (1) 群馬県産農畜産物等輸出促進緊急支援事業実施計画承認申請書（様式第1号）
  - (2) 群馬県産農畜産物等輸出促進緊急支援事業実施計画変更承認申請書（様式第2号）
  - (3) 群馬県産農畜産物等輸出促進緊急支援事業遂行状況報告書（様式第3号）

#### **附則**

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成27年1月5日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

要件	回数等の制限
知的財産権（商標権、意匠権、特許権等）の保護に要する経費	1 アイテムにつき、1 カ国・地域 1 回とする。
PR 資材作成経費	1 アイテムにつき、1 カ国・地域当たり 1 回とする。
食品見本市出展経費	上限は、出展料の 1 / 2 の金額または 2 0 0 千円のいずれか低い方とする。 1 事業主体あたり通算 1 回までとする。 他の補助事業（他機関実施事業含む）との併用は認めない。 対象とする食品見本市は、日本国内及び別表 2 に掲げる対象地域で開催される、海外への販路拡大を目的とした見本市とする。
国際見本市等参加の渡航費	1 人 1 カ国・地域 1 回までとし、1 事業主体につき、1 カ国・地域当たり、補助金額の上限を、1 回目：1 / 2、2 回目：1 / 3、3 回目：1 / 4 とする。 対象とする国際見本市等は、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が出展する国際見本市、海外商談会のうち、別表 2 に掲げる対象地域で開催されるもの及び過去に群馬県農畜産物等輸出推進機構が出展もしくは出展支援を行った国際見本市等とする。なお、事業費の上限は別表 2 のとおりとする。 食品見本市出展料補助との併用は認めない。
多言語HP作成費	1 事業主体につき、1 年に 1 回、通算 3 回までとする。

別表 2

(事業対象者 1 人あたり)

地域名：補助対象上限事業費（基本＋1 日当たり加算）	
香港・台湾・中国・韓国	150,000 円＋20,000 円／日
シンガポール・タイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・ラオス・ミャンマー・カンボジア	180,000 円＋20,000 円／日
欧州	270,000 円＋20,000 円／日
米国	260,000 円＋20,000 円／日

○上記地域以外は対象外。国庫補助事業の対象事業は対象外。上限額にかかわらず経費低減に努める。

○対象経費（航空券（エコノミークラス利用・燃油サーチャージ込）、宿泊費、国内移動費（公共交通機関に限る）、空港利用税等、（現地移動費、ガイド料、旅行会社企画料は除く））※消費税等の諸税を含む支払総額の合計

○対象事業は、申請ごとにぐんまブランド推進課において審査を行う。